

# 民生委員・児童委員

役割や活動内容を紹介します

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。また、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

問い合わせ 社会福祉課 鈴木嘉人 ☎(23) 0070

## 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱されます。市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考など、公正な手続きを経て推薦・委嘱されています。さらに、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する

民生委員・児童委員を主任児童委員といい、民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

## 基本姿勢と活動

民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立します。そのため、民生委員には、民生委員法に基づき守秘義務が課されているとともに、基本的人権の尊重や政治的中立性などをとくに重視しています。現在、市内では99人の民生委員・児童委員が、それぞれの担当地域で活躍しています。代表的な活動としては、担当地域のお宅を訪ねて、安全

安心に生活できているか確認したり、要配慮者(※)の生活支援ニーズを平常時から直接に把握し、地域住民の互助活動を促進したりしています。また、登下校の時間に通学路に立ち、子どもたちが安全に登下校できるよう見守り活動なども行っています。

## 相談したい場合は？

「相談したいけど、地域の民生委員が誰か分からない」という場合には、社会福祉課にお問い合わせください。民生委員・児童委員には、守秘義務があります。相談内容や個人の秘密が外部に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

※要配慮者＝高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者および外国人など

01

## 住民の様子や福祉ニーズを知る

(例)

委員Aさんは、高齢者Bさんの様子を気にして、定期的に自宅訪問、声掛けなどの見守り活動をしています。

## 民生委員・児童委員の7つのはたらき

02

## 住民の立場に立ち、相談に乗る

(例)

委員Aさんは、子育て中のCさんから「子育てについて、不安ごとがある」との相談を受け、親身になって話を聞きました。

03

## 福祉の制度やサービスの情報を提供する

(例)

委員Aさんは、子育て中のCさんへ、子育てに関する市の制度やサービスについて、知っている情報を伝えました。

05

## 適切なサービスが利用できるよう調整する

(例)

委員Aさんは、介護保険制度にない大掃除や布団の洗濯などのサービスについて、関係機関へ利用できるサービスがないか相談し、調整を行いました。

04

## 住民と行政・関係機関のつなぎ役になる

(例)

委員Aさんは、近所のDさんから「市の福祉制度を利用したいが、どうしたら良いか分からず困っている」との話を聞き、市の窓口へ連絡して対応をするよう依頼しました。

06

## 生活支援活動を行い、助け合いの体制をつくる

(例)

近所のDさんに対して、家族が不在の時は、近所の方と協力して見守りを行い、地域の助け合いにつなげました。

07

## 活動の中で感じた問題点や改善策を、必要に応じて関係機関などに提案する

(例)

委員Aさんは、訪問活動を通じて、介護をしている家族への支援の必要性を感じたため、問題点をとりまとめて市に伝えました。

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動

